

八郎湖水質保全対策検討専門委員会設置要綱

(平成18年11月20日制定)

(平成24年 5月 1日改正)

(平成30年 5月17日改正)

(目的)

第1条 八郎湖の水質改善に向けて、八郎湖水質保全対策を各分野の専門的見地から検討し、湖沼法に定める湖沼水質保全計画に反映させるため、八郎湖水質保全対策検討専門委員会(以下、「委員会」と言う。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 八郎湖の水質改善対策の検討に関すること。
- (2) 八郎湖に係る湖沼水質保全計画(案)の検討に関すること。
- (3) その他八郎湖の水質保全対策に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者により組織する。

(役員)

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。委員長は委員の互選とし、副委員長は委員長が指名する。

- 2 委員会は、必要に応じて委員長が招集する
- 3 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 4 副委員長は、委員長の代理を務める。

(オブザーバー等)

第5条 委員長は、オブザーバー及び参考人等を委員会に出席させることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、生活環境部環境管理課八郎湖環境対策室に置く。

(設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、平成32年3月末までとし、必要に応じて延長することができる。

(その他)

第8条 その他、必要な事項については、本委員会において決定する。

付則 この要綱は平成24年5月1日から施行する。

付則 この要綱は平成30年5月17日から施行する。

別表

氏名	所属
今井 章雄	国立研究開発法人 国立環境研究所地域環境研究センター琵琶湖分室 長
片野 登	秋田県立大学名誉教授
金田 吉弘	秋田県立大学生物資源科学部教授
高木 強治	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究部門 水利工学研究領域長
福島 武彦	茨城県霞ヶ浦環境科学センター長
宮田 直幸	秋田県立大学生物資源科学部教授

(五十音順)